

苓北町立富岡小学校いじめ防止基本方針（令和7年度版）

1 はじめに

本校は「笑顔いっぱい！ともに学び、ともにかがやく富っ子」を教育目標とし、「人権尊重の精神・人権教育を全ての教育活動の根底に据えて」「児童・教職員・保護者のウェルビングが保障された学校づくり」の2点を学校経営の基盤として教育活動を開いている。

その中において、本校でも「いじめ問題」は喫緊の課題である。近年、急激な社会情勢の変化の中で、SNSによるいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、全教職員がいじめという行為やいじめ問題を正しく理解し、組織的かつ迅速に、いじめ問題に取り組むことが求められている。国においては、平成29年3月「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定がなされ、熊本県においては、「熊本県いじめ防止基本方針」、苓北町においては「苓北町いじめ防止基本方針」がそれぞれ改定された。本校でも、その趣旨を踏まえ、昨年度の取組の成果と課題を明らかにしつつ、その改善のために「苓北町立富岡小学校いじめ防止基本方針（令和7年度版）」として改訂を行った。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめが解消された」というのは、「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していて、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」状態であることをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

(2) いじめについての共通認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はない」という基本認識に立ち、また、以下の点に留意して日頃の学校教育の充実を図ることで、いじめの起こらない全ての児童にとってウェルビングを体全身で感じる学校づくりを推進していく。

- ①互いの「ちがい」を大切に、人や自然、伝統や文化への愛情と慈しみの心をもつといった豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- ②「学び合う」「聴き合う」関係づくりを充実させ、心と心が通い合う対話の能力及び交流する力の素地の育成
- ③人権教育を根底に、すべての教育活動を通じ道徳教育及び体験的活動の充実

(3) いじめの理解

いじめの様態（具体例：R2年度改訂 熊本県いじめ対応基本方針から引用）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 富岡小さいじめ問題対策委員会の設置

(1) 目的

いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を組織的かつ実効的に行うため、「富岡小さいじめ問題対策委員会」を設置する。

(2) 組織

富岡小さいじめ問題対策協議会の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、情報集約担当者、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭、該当学年担任等
★必要に応じて外部関係機関と連携し、協議会への参加を要請する場合もある。その際には、町教育委員会とも十分協議を行う。

P T A 代表、町教育委員会担当者、町子ども家庭センター職員、S C 及び S S W 、児童相談所、学校支援アドバイザー、民生児童委員・主任児童委員、警察、その他外部組織

(3) 富っ子推進委員会（生徒指導推進・不登校対策委員会）との関係

本校では、富っ子推進委員会の中で、特別支援教育推進委員会、人権教育推進委員会、不祥事防止委員会、働き方改革推進委員会とともに、生徒指導推進・不登校対策

委員会を定期的に開催している。生徒指導推進・不登校対策委員会は、生徒指導対策案件、不登校対策案件を含めて協議する場である。いじめ問題対策は、生徒指導対策、不登校対策と深いかかわりもあることから、生徒指導推進・不登校対策委員会内で協議し、いじめの疑いが懸念された事案は、すぐにいじめ問題対策協議会を立ち上げ、解決に向けて取り組むこととする。

(4) 情報集約担当者の役割

普段の学校生活の中で起きた生徒指導に関する事案も含めていじめ問題対策協議会、生徒指導推進・不登校対策委員会（校内委員会）の中で、方針を明確化し、全職員が共通理解を図ることは重要である。その中心となるのが、情報集約担当者であり、情報集約担当者は以下のような機能を果たす。

【情報集約担当者の役割】

- 情報の収集：いじめに関する情報を、児童、教職員、保護者など様々な関係者から収集・整理する。
- 情報の分析：収集した情報を分析し、いじめの状況や傾向を把握する。
- 情報の共有：分析結果を校内で共有し、校長と相談し連携体制を構築する。
- 対応策の検討：いじめの状況に応じた適切な対応策を検討し、校長の指示のもと実施する。
- 記録の作成：対応の経過や結果を記録し、学校の組織的な対応につなげる。
- 関係機関との連携：校長の指示のもと関係機関と連携し、適切な支援を提案する。

※情報集約担当者の整理した記録については、教職員全体への周知、今後の対応の精度を上げるという観点から、個人情報には十分配慮しながらも所属する教職員がだれでも、いつでも確認できるように工夫する。

4 いじめの未然防止の取組

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「聴き合う・学び合う」学びの推進、規範意識・主体性・自立した学級力等を育成する指導・支援 等)
 - ① 「聴き合う・学び合う」学びの推進の中で、共感的な人間関係を大切にしながら、全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
 - ② 全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合い、支え合う学級経営・教科経営を充実する。
 - ③ いじめや差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

- ④ 児童の個々の自己調整力を育てていくためにも、所属する集団である学級を客観的に見て、PDCA サイクルで改善を繰り返す機会を大切にすることで自律的かつ自立的な学級づくりを進めていく。
- ⑤ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないこと等について、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ⑥ 児童自身が自分を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」を「心の居場所づくり推進テーブル」にそって進める。また、心の成長を支える教育相談に努める。

「子どもの居場所づくり推進テーブル」の4つの視点

- ① 「子ども」と「子ども」のつながりキーワード「人間関係」
- ② 「先生」と「子ども」のつながりキーワード「信頼関係」
- ③ 「先生」と「先生」のつながりキーワード「一致団結」
- ④ 「学校」と「家庭、地域・関係機関」のつながりキーワード「連携・協働」

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- 誰もが差別や偏見を許さず、互いに相手意識を大切にした、思いやりの心をもって関わることができるための「自他の人権を大切にした実践行動のできる」児童を育む人権教育を充実し、人権尊重の意識がみなぎる学校づくりを進める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- スマートフォンやタブレット、通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンやタブレット、等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、授業での学びに加えて、人権旬間等で行われる児童会が計画・運営する児童間の話し合いを充実する。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTA の各種会議や保護者会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や HP、学校・学級だより等による広報活動を積極的に行う。

5 いじめの早期発見

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

○いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な観察、声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、指導に生かす。

（参照）令和7年度教育相談計画

「心のアンケート（富岡小版）」の取組

児童の心の実態把握や変容を見るために、年間を通して、「心のアンケート（富岡小版）」を計画的に行う。また、実施後は、担任が学級の児童全員と個別に教育相談を行い、その後の指導に生かす。

月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	心のアンケート（富小版）	全児童教育相談	気になる児童への重点教育相談	心のアンケート（富小版）	全児童教育相談	心のアンケート（県版） 全児童教育相談	気になる児童への重点教育相談	気になる児童への重点教育相談	心のアンケート（富小版）	全児童教育相談

○学級担任や養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員などとの連携も含めて、協力体制を整える。

○児童理解の時間を毎週の職員朝会の前半に設定し、児童の情報を交流することで、全教職員で児童に関する情報を共有し、問題が生じた際は組織で対応する。

(2) 教育相談の充実

○教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。

(3) 相談しやすい環境づくり

① 本人からの訴えに対して

ア 心身の安全を保障する

①日頃から「よく言ってくれたね。全力であなたのことを守ります。」という教職

員の姿勢を伝える。

- ②実際に訴えがあった場合、全力で守る手立てを考える。
 - ③保健室や面談等の一時的に危険を回避する時間や場所の提供を考慮する。
 - ④担任やスクールカウンセラー等を中心に児童の心のケアに努める。

イ 事実関係や気持ちの傾聴

- ①「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
 - ②事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう注意する。

② 周りの児童からの訴えに対して

ア 訴えた児童へのいじめが新たに発生することを防ぐ

- ①他の児童から目の届かない時間や場所を確保する。
 - ②訴えを真摯に受け止める。

イ 伝えたことの勇気を賞賛する。

情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

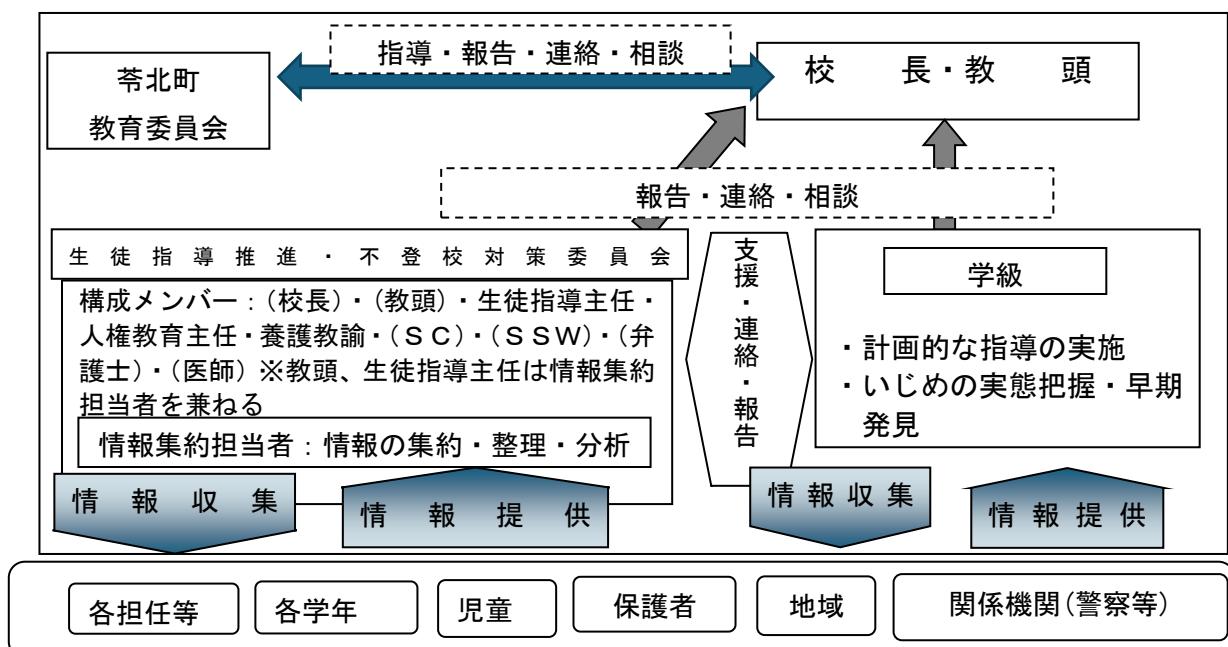
③ 保護者からの訴えに対する対応

ア 保護者がいじめに気付いたとき、即座に学校に連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を築くことを大切にする。

イ 保護者の気持ちを十分に理解して接することを大切にする。

④ いじめ防止体制（組織対応マニュアル）フローチャート

【平當時：生徒指導推進・不登校対策委員会】



6 いじめの早期対応

(1) 基本的な方針

○問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。

○児童の変化に組織的に対応できるようにするため、情報集約担当者及び生徒指導主任を中心に、担任、養護教諭等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(2) いじめに対する措置

①いじめをうけた児童への対応

- ア 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は校長の指示を受け、情報集約担当者及び生徒指導主任を中心とした臨時の特別委員会を設置し、児童から個別の状況を丁寧に聞き取る。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践するとともに、指導の記録を取り、フェイスシートなどへの記録を行う。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- エ いじめられた児童を守るために、全職員に事実について報告し、全職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やSC、SSW及び医師等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難措置として欠席した場合は、学習を保障するためのプログラムを作成する。
- キ 「愛の1・2・3運動+1」と早期の家庭訪問を実施し、児童に安心感をもたらせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

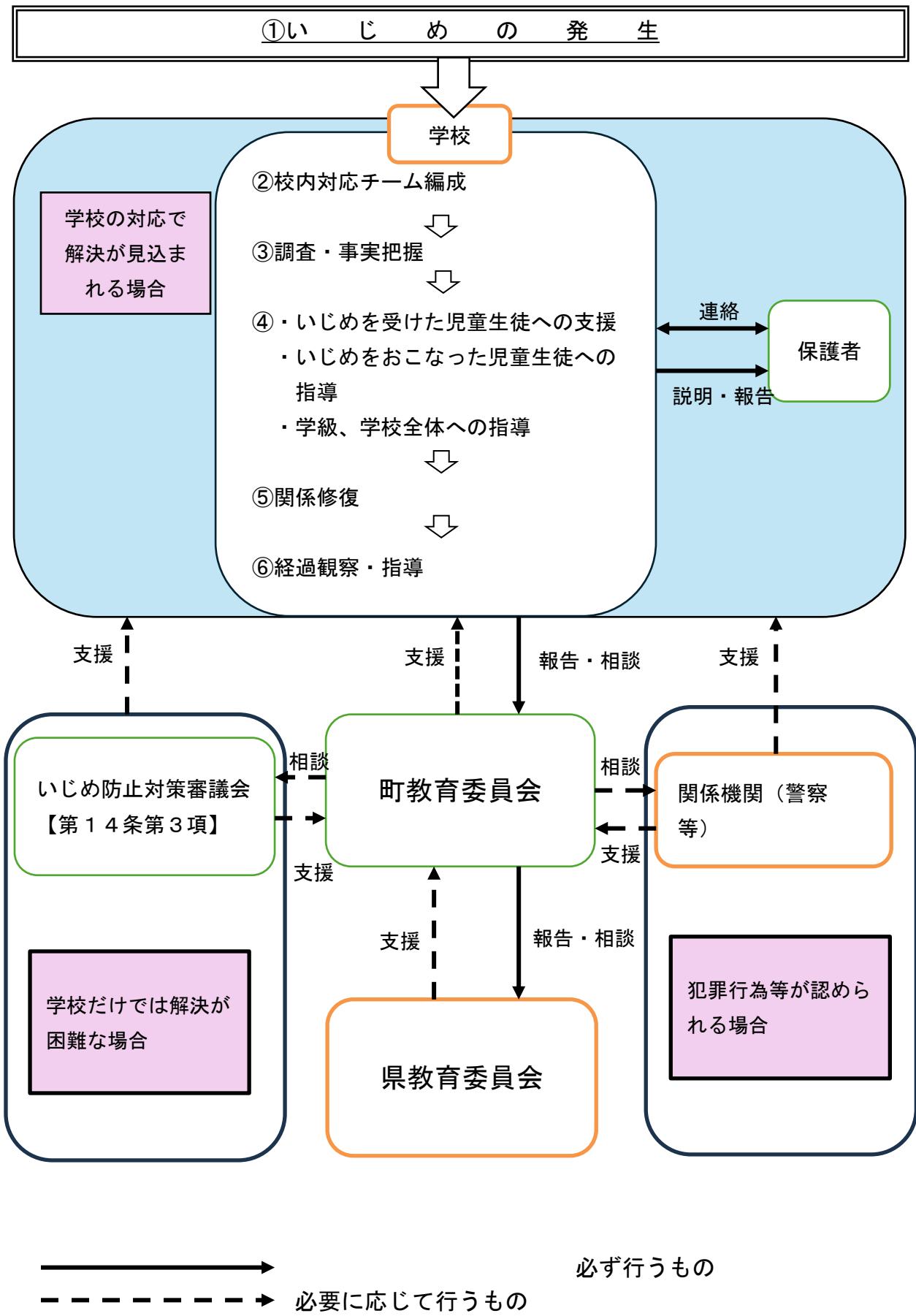
② いじめた児童への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導、及び継続的に指導をし、相手の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かす。

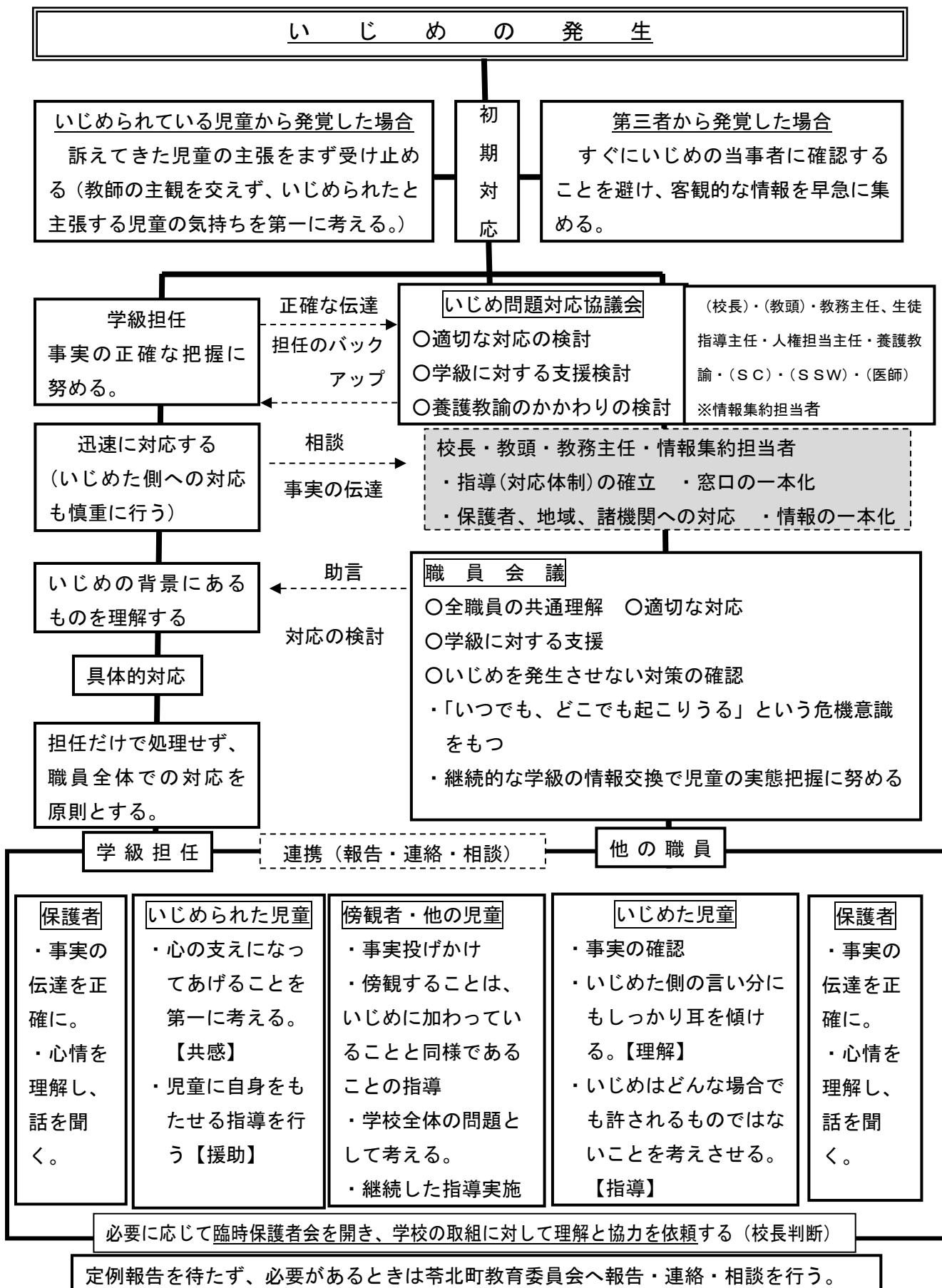
③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間環境を育むための指導方法の工夫改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、保護者説明会、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら（地域のネットワークを活用しながら）いじめのない学校にする。

(3) いじめ発生時の基本的な考え方（芥北町いじめ防止基本方針）



(4) いじめ発生時校内の対応フローチャート【いじめ問題対応協議会】



7 本校におけるいじめに対する措置（重大事案発生時）

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められたとき
- 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事案に向けての取組

① 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に第一報を入れ、後に詳細な報告をする。

② 重大事態の調査

- ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、S C、S S W等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け、調査する。
- イ 重大事態が起きたことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

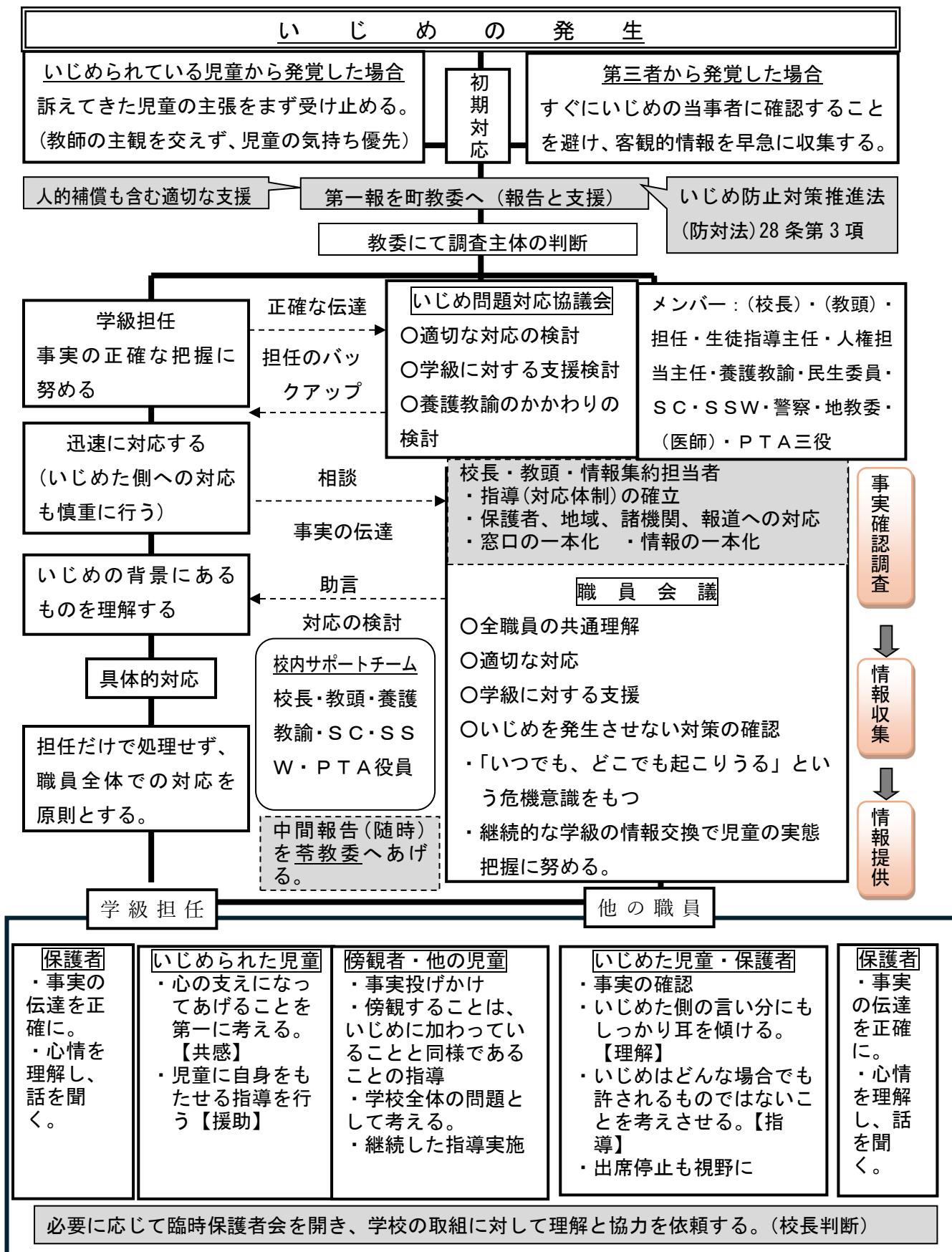
③ 取組の具体

- 重大事態の調査組織の設置 ○事実関係を明確にする調査の実施
- いじめを受けた児童及びその保護者に対する適切な情報提供
- 再発防止の措置 ○調査結果の報告 ○教育委員会との連携
- 報道機関への対応 ○保護者への説明

④ 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、町教育委員会と協議の上、芥北町いじめ防止基本指針に則り、当該事案に対応することを基本とする。

(3) 重大事案(事態)発生時フローチャート…1ヶ月を目途に書面にとりまとめ



防対法 29~32 条

町教育委員会へ報告文書をあげる。

町長へ

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンやケータイ・スマートフォン等を利用して特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネットのWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。最近ではLINE等のSNSを使ったネット上のいじめも増えてきている。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携・協力し、指導を行う必要がある。

①保護者との共通理解、啓発

【未然防止の観点から】

- ア 児童のPCやケータイを第一義的に管理するのは家庭である。
- イ フィルタリングのみならず家庭において児童を危険から守るためのルール作りを行う（我が家の1か条等）。
- ウ ケータイを持たせる必要性については必ず十分に検討させる。
- エ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマホ特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。
- オ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

【早期発見の観点から】

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問い合わせ、即座に学校へ相談すること。

②情報モラル教育の充実

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろから情報モラルに関する教育に計画的に取り組んでいく。

(3) ネット上のいじめへの対処

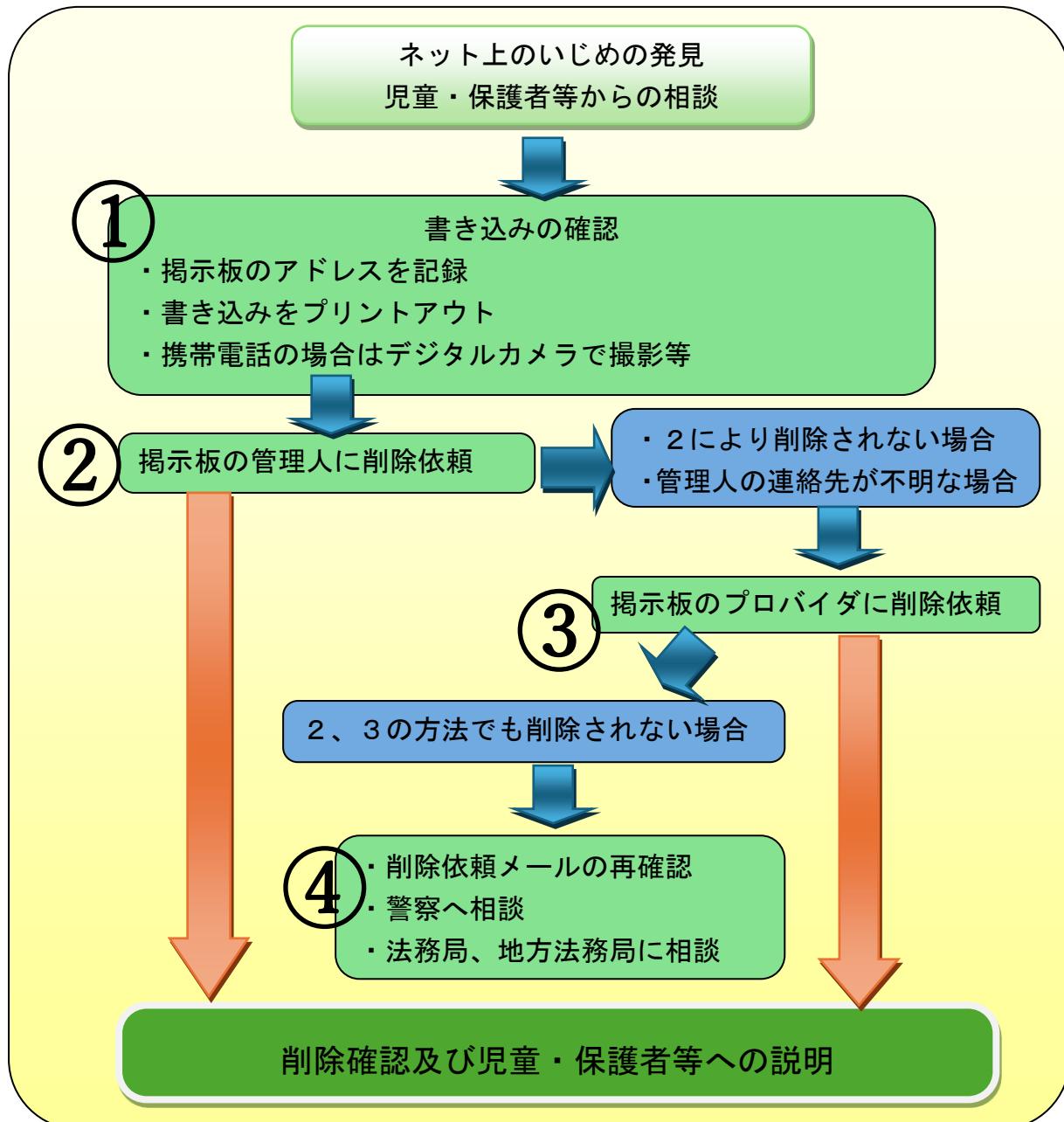
インターネットでの不適切な書き込みや画像については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置を行う。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。こうした措置をとるにあたり、町教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し適切に援助を求める。法務局等と連携し、必要な措置を迅速に行う。

(4) 保護者との連携

児童が所有している携帯電話・スマートフォンの所有は保護者である。第一義的責

任も保護者にあるのであるが、学校と一緒に解決していくという姿勢で連携は密に行う。また、当該児童の個人情報のうち、加害者及び被害者の区別なく、表に出す情報は必ず保護者の承諾を得ることとする。

(5) ネット上のいじめに関するメッセージや画像等を削除するときのフローチャート



9 教職員研修

(1) 目的

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高める必要がある。そして、児童の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質を向上させなければならない。

(2) 年間計画（校内研修及び職員会議の中で実施）

	1 学期	2 学期	3 学期
内容 1	○いじめ基本方針の内容確認	○カウンセリングマインド	○カウンセリングマインド
内容 2	○スクールロイヤー活用研修「いじめの定義」	○心のアンケートの結果からの状況把握	○児童理解と保護者対応
常時	児童理解の時間（見つめる会）の毎週の朝会前半での実施		

10 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童とのトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な児童も在籍している。このような児童に対するいじめを未然に防ぎ、また、発生したいじめを早期に発見して対処するためには、全教職員による支援体制づくりが不可欠である。特別支援学校と本校、特別支援学級と通常学級との交流及び共同の学習を、より積極的に推進していく必要がある。

11 取組の評価

- (1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。
- (2) 学期ごとに目標に対する具体的な取組状況や達成状況を数値によって評価し、結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (3) 生徒指導推進・不登校対策委員会を定期的に開催し、取組状況や達成状況を明らかにし、必要がある場合は、専門家の意見も交えながら、問題の解決を図る。
- (4) 年度ごとに「いじめ防止基本方針」を見直し、改善を図る。

12 おわりに

この基本方針は時代の変化に伴い、そのニーズにあった一番ふさわしいものとなるものである。毎年度初めに見直しを行い、共通理解を図り、いじめの起こらない学校づくりのために組織として、取り組んでいく必要がある。

補足資料1 (熊本県教育委員会 子どものサイン発見チェックリスト)

子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)

年 組 ()

このチェックリストは、御家庭で子どもの小さなサインの発見に活用していただくために作成したものです。

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校までこのチェックリストを御提出いただくか、御相談をお願いします。

項目	チェック欄
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしぶるようになった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった。(風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でがをしたと言う。)	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話やメール等の連絡に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品や私物がなくなったり、壊れたりすることが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れたり、汚れたりしていることが増えた。	
11. 以前に比べると食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。	
13. 以前に比べると言葉遣いが乱暴になった。	
14. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16. 友だちからの電話やメール等の連絡で、急に外出することが増えた。	
17. 携帯電話やスマートフォンのメールやライン等を頻繁に気にするようになった。	
18. 何に対しても投げやりで集中力が続かないようになった。	
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
21. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
22. 家で与えた以上のお金を持っている。	
○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書きください。	

※ この表は「いじめ対応の手引き」(平成19年3月発行)の「子どものサイン発見チェックリスト」に修正を加えて平成30年10月に作成したものです。

(6) SNSでのわいせつ事案発生時のフローチャート

SNSでの問題（わいせつ事案）発生時のフローチャート

